

定 款

三財川筋土地改良区

三財川筋土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び**保全**を図り、もって農業の生産性の向上、**農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施**に資することを目的とする。

(各称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、三財川筋土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、宮崎県第359号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、**別表**に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 三財川から引水するかんがい施設及び三財川への排水施設の維持管理
- 二 地区全域にわたる農道の維持管理
- 三 地区内にある土地改良施設の突発的な事故に対する復旧事業
- 四 **戸敷地区の区画整理**

2 この土地改良区は、**前項**の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、**県営戸敷地区土地改良事業で造成された施設を譲与又は管理委託される場合は、これを譲り受け、又は管理を受託する。**

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、宮崎県西都市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の**揭示場**及び西都市役所並びに三財支所の揭示場に揭示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は宮崎日日新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は50人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を召集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日前日（通知で別に定めるときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の数)

第 19 条 この土地改良区の役員定数は、理事 1 1 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第 21 条 理事は、理事長 1 人、副理事長 1 人を互選するものとする。

第 22 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第 23 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査しその結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 25 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 26 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 31 条第 1 項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 39 号）による改正前の農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 27 条 第 4 条第 1 項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある受益地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第 28 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき**県営戸敷地区土地改良事業**の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。**ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。**

(賦課徴収の方法)

第 29 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 30 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は、代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 31 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

2 この土地改良区は、法第 91 条の 2 の規定に基づき、**県営三財川筋地区土地改良事業及び県営戸敷地区土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。**

3 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 32 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをす

るものとする。

(過怠金)

第 33 条 第 27 条、第 28 条、第 31 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を西都市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 34 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く事ができる。

3 理事会は前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 35 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10アールにつき金 5,000 円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過剰金)

第 36 条 前条の規定による加入金、法第 43 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については第 33 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 37 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産分配の制限)

第 38 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 39 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第 40 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 41 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 42 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

【定款附属書】

土地改良区総代選挙規程

【定款附属書】

土地改良区役員選任規程

附 則

1. この定款は、宮崎県知事の認可のあった日（昭和 50 年 8 月 13 日）から施行する。
2. 定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（昭和 61 年 5 月 29 日）から施行する。
3. 定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（昭和 62 年 4 月 23 日）から施行する。
 - (1) この定款変更の際、現にこの土地改良区の役員であるものは、変更後の定款 16 条の規定にかかわらず、その任期の満了するまで、この土地改良区の役員の地位にあるものとする。
4. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（昭和 62 年 10 月 21 日）から施行する。
5. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成元年 3 月 29 日）から施行する。
6. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 4 年 4 月 9 日）から施行する。
7. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 11 年 5 月 10 日）から施行する。
8. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 23 年 6 月 20 日）から施行する。
9. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和元年 7 月 10 日）から施行する。
10. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和 3 年 4 月 14 日）から施行する。
11. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和 5 年 9 月 6 日）から施行する。
12. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和 6 年 4 月 9 日）から施行するものとし、令和 5 年 3 月 16 日の総代会で選出された役員の任期は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までとする。
13. この定款変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和 8 年 2 月 2 日）から施行する。

別表

地区となるべき地域

市町村名	大字名	字 名	地 域
西都市	上三財	真米 六田 仁田脇前田 二反榊 金倉前田 名分 室別府田 京田 松木田 霜月田 仮屋川原 野下 五反田 石田鶴 畑下 歩坂 中村 中村下 諏訪下 門田下 諏訪牟田 外原牟田 北水戸 金倉	一円の田
	下三財	小丸 山下 柳ヶ丸 大島 彼岸田 霧島牟田 長割 古川 向江 中鶴 古城下 高山 新開 川久保 遊行瀬 奈良瀬 田ノ前 鶴後 六升田 南牟田 古川 戸敷 八双田 見守川 堤下	一円の田
	山 田	井手ヶ平 瀬志子 下水流 袋ヶ島 仮屋田 川原前 前田 下集 松木田 内ノ丸	一円の田
	荒 武	八幡田 彦田 園田	一円の田
	藤 田	湯地給 巨田江 永田 高町 井添 倉爪 長牟田 山下 百田 横枕 楠牟田	一円の田
	加 勢	八双田川南	一円の田
	鹿野田	辰己ヶ平	一円の田

総代選挙規程

三財川筋土地改良区

三財川筋土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別表のとおりとする。

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。

この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと(前条第1項の規定により

投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと)に指名するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第 7 条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第 9 条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第 8 条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第 9 条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第 10 条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第 11 条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各 2 人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第 5 条第 1 項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各 2 人)を指名するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、投票

立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第 12 条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1 人とする。

4 投票開始の時刻は午前 7 時とし、投票終了の時刻は午後 5 時とする。

5 午後 5 時までに投票所に到着してない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第 14 条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りではない

三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

五 総代の候補者の氏名を自書しないもの

六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 16 条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには組合員 2 人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 以内であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあつては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の 3 分の 2 に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

（総選挙）

第 28 条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附則

1. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和元年 7 月 10 日）から施行する。
2. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和 8 年 2 月 2 日）から施行する。

別表 地区となるべき地域

選挙区	大字名	選挙区域	総代 人員
1区	上三財	田野、囲、雷野、仁田脇、小野、岩井谷、 牧野、上ノ宮、小森、観音寺、 栈敷野、元山、福王寺、堂山、小豆野、谷川、 中村、金倉上、金倉下	20人
2区	上三財	諏訪下、諏訪上、外原、門田	8人
	下三財	石野田、古城	
3区	山 田	山田、川原	8人
	荒 武	荒武	
	下三財	大島	
	鹿野田	高屋	
4区	下三財 加 勢	岩崎、月中、並木、亀塚、川原田、井尻、 戸敷、前原	14人
	藤 田	藤田、久米田	
	鹿野田	青山	
計			50人

役員選任規程

三財川筋土地改良区

三財川筋土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者
- 四 破産者で復権のできないもの
- 五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの。

2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第2条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分してそれぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選任区	大字名	被選任区域	定数
			理事数
第1被選任区	上三財	田野、囲、雷野、仁田脇、小野、岩井谷、牧野	4人
		上ノ宮、小森、観音寺、棧敷野、元山、福王寺、堂山	
		小豆野、谷川、中村、金倉上、金倉下	
第2被選任区	上三財	諏訪下、諏訪上、外原、門田	3人
	下三財	石野田、古城、	
第3被選任区	山 田	山田、川原	3人
	荒 武	荒武	
	下三財	大島	
	鹿野田	高屋	
第4被選任区	下三財	岩崎、月中、並木、亀塚、川原田、井尻、戸敷、前原	4人
	加 勢		
	藤 田	藤田、久米田	
	鹿野田	青山	

4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選任の時期）

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第5条 役員選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員選任に関する議案を総代会に提出するには、**附属書総代選挙規程**第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

（選任議決の投票）

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を**記載**し、**理事長**の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

（書面による議決権の行使）

第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 土地改良区は、前項の請求があつたときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 総代は、前項で交付された投票用紙に**賛否を記載**し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。

4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、**投票用封筒を総代会まで誠実に保管しなければならない。**

第9条 議長は、投票が終わった時は、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることが**できない。**

(投票の無効)

第 10 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の**確認し難いもの**

(選任の確定及び役員の就任)

第 11 条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任を任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、**所属被選任区名**及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第 12 条若しくは第 13 条の選任**又は**法第 29 条の 3 の改選、法第 29 条の 4 の規定による役員の選任、法第 134 条第 2 項の改選若しくは法第 136 条の規定による決議の**取消し**による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第 12 条 被選任者が、第 1 条各号の一に該当することとなったこと、第 2 条第 3 項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第 136 条の規定による決議の**取消し**の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第 13 条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 **3 月以内**であるときは、監事が 1 人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

1. この規程は昭和 50 年 8 月 13 日から施行する。
2. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 14 年 4 月 16 日）から施行する。
3. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 23 年 6 月 20 日）から施行する。
4. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成 27 年 8 月 11 日）から施行す

る。

5. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和元年7月10日）から施行する。

6. この規程変更は、宮崎県知事の認可のあった日（令和8年2月2日）から施行する。